

# 工事特記仕様書

1. この仕様書は当該工事にのみ適用し、定めのない事項については三重県公共工事共通仕様書(以下「公共共仕」という)によらなければならぬ。

## 2. 設計図書の照査

2-1 受注者は、契約後すみやかに本市が交付した工事図書の照査を行い、その結果を監督員に報告すること。

## 3. 施工計画書

3-1 受注者は、「公共共仕」によるほか、下記の事項に留意して計画をたてること。

- (1) 施工方法の決定にあたっては、工事の安全かつ円滑な施工の確保と公害防止に留意する。
- (2) 施工計画を定めるにあたっては、施工現場の地質状況及び現場の施工環境に留意すること。

3-2 受注者は、監督員に提出した施工計画書に従って工事を施工すること。

3-3 施工計画の内容について監督員が「再検討」を指示した場合は、その内容について再度検討のうえすみやかに再提出すること。

3-4 施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。

## 4. 工程表

4-1 施工計画書に従い工程表を提出すること。なお、工程表はネットワークかハーチャートとする。

4-2 完成検査、出来高検査、中間検査、段階確認、材料確認等の計画をたて明記すること。

4-3 週間工程表を提出すること(監督員の指示による)。

## 5. 排水処理

5-1 工事に伴い発生する排水については、公共用水域等の水質汚濁を防止し周囲の環境に配慮するため、関連法規を遵守し、適切な対策を受注者責任において講じなければならない。

5-2 排水計画については、処理方法、排水経路を施工計画書に明示し、事前に監督員の承諾を得るものとし、地元自治会とも充分協議をすること。

## 6. 現場管理一般

### 6-1 保安

- (1) 必要に応じ適当なフェンス、門扉等を設け、関係者以外の者が容易に立ち入りできない措置を講ずるものとする。
- (2) 工事施工中の現場管理、安全管理についてには、本特記仕様書各条項に定めるものを除き、あえて監督員の指示承諾を求めるまでもなく、請負者にて自発的な措置を図り、責任をもつて事故を未然に防ぐこと。
- (3) 特に、関係車両の交通安全対策については、遺漏のないよう執り図ること。

### 6-2 広報等

- (1) 工事を円滑、効率的に実施するため、受注者は工事着工前は勿論のこと工事中ににおいても、必要に応じて工事内容等を地元住民および通行者に周知せしめるとともに、協力を得るために必要な対策を講じること。
- (2) 工事箇所の周辺住民に対しては、特に親切を旨として十分強調し、信頼関係を保ちながら工事を進めること。
- (3) 必要に応じて、当工区の工事説明用回覧板を作成すること。

### 6-3 職員の駐在

- (1) 受注者は、工事施工中の作業時間外といえども、非常時の連絡処理ならびに工事現場の警戒取り締まりを行うこと。
- (2) 異常気象時は、災害防止のため、休日といえども必要に応じ労務者を常駐させなければならない。

## 7. 損害補償

7-1 民有地等を使用する場合の土地借り上げ補償などは、全て受注者の負担と責任において行うものとする。

7-2 工事の影響により損害が発生すると考えられる周辺物件、井戸等については、受注者で事前に調査を行うこと。

7-3 受注者は、工事完了後周辺物件、井戸等に損害が発生していないか、確認を行うこと。

#### 8. 竣工時の提出書類

8-1 受注者は、工事完了後速やかに「公共共仕」に規定する書類の他、監督員が必要と指示する書類を提出すること。

8-2 工事写真については、基本的に電子納品とする。ただし、電子納品が困難な場合は、監督員と協議し承諾を得ること。

#### 9. 検査

9-1 受注者は、現場の基準点を明確にし、検査に必要な器具、機械を準備すること。

9-2 受注者は、検査を迅速に行えるよう人員を配置し、手際よく行動すること。

#### 10. 環境対策

10-1 各種受注作業を実施されるにあたっては、電気、水、軽油類の節約など省エネ、省資源に努めること。

10-2 公共土木工事などの受注作業を実施するにあたっては、環境に配慮すること。

10-3 バックホウ・振動ローラ等の重機械類については、排出ガス対策型のものを使用すること。

10-4 環境汚染につながる緊急事態がおこった場合に対応できる体制及び資材を施工計画に明記し、整えること。

10-5 提出書類については、可能な限り両面コピーとすること。

10-6 汎用性の高い製品(県型側溝・歩車道境界ブロック等)は、リサイクル製品(三重県の認定品に限る)を使用すること。

10-7 廃棄物については、分別ボックスや場所を設けるなどして適切に分別・整理し、適切に処理すること。

## 11. 舗装の切断作業時に発生する濁水の処理

- 11-1 受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として処理しなければならない。
- 11-2 受注者は、濁水が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

11-3 濁水の処理に關し、排水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量等を取りまとめのうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。

11-4 受注者は、濁水の処分に關し、処理状況(収集・運搬・処分)を明確に把握できる写真管理を行うこと。

11-5 受注者は、濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処分を実施することとし、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

## 12. その他

12-1 他工事との調整は監督員及び関係施工者と協議のうえ、工程調整を行うこと。

12-2 工事施工に先立ち、道路占用許可申請書、道路交通障害報告書、道路使用申請書等を速やかに監督員又は、関係機関へ提出すること。

12-3 受注者の責任により生じた数量、工事費の増加に伴う設計変更是認めない。

12-4 毎月末の履行状況を所定の様式に基づき作成し、毎月25日までに監督員に提出しなければならない。

12-5「龜山市公共建築物等木材利用方針(平成23年4月1日)」第5の1に基づき、間伐材及び木製品を積極的に利用すること。

12-6 地域のゴミ集積所の位置を確認し、収集作業に配慮すること。

12-7 石綿管処理が必要となつた場合、石綿障害予防規則及び廃棄物処理法等の関係法令に基づき行うこと。

12-8 1日の作業時間が午後5時を越えると予想される場合は、午後4時までに監督員にその旨を連絡すること。また、作業が終了次第、監督員に作業終了確認の連絡をすること。

12-9 農地を一時的に作業ヤード、現場事務所、資材置場、又は仮駐車場として利用する場合は、農地の一時転用など適切な対応を行うこと。

12-10 As,Co 塊、土砂等の処理に伴う運搬業務について、下請が行う場合、部分下請負通知書に記載すること。

12-11 作業時間内においては、市道布気小野線を片側交互通行にて施工をおこなっても良いが、作業時間外において、交通規制を必要とする場合は別途協議すること。

12-12 本工事は、河川区域内での工事であり、県管理区間ににおいては工事施工時期である平成30年11月1日から工期完了年月日までとする。

12-13 設計図書の変更(共仕第1編 1-1-17)において、設計図書の訂正又は変更是発注者が自ら行うものと規定されているが、設計変更の一層の円滑化を図る観点から下記のとおり当該工事にて試行的に運用を行う。

(1) 受注者による設計図書の変更対応について

1)請負者は工事の施工に際し、契約書第18条に基づき工事の施工条件が設計図書と不整合が生じた場合(現地不一致、沿道地域からの変更要望等)は監督員に必要資料を添えて確認を求めるものであるが、その対応策等について監督員は受注者に検討することを協議・指示できるものとする。また、上記以外の事項についても受注者にて検討することを協議できるものとする。なお、請負者が上記検討を実施する場合の費用については、契約変更の対象とする。

2)契約書第19条に基づき発注者が設計図書を変更する場合、設計図書作成に必要な資料(図面・数量計算書等)の作成について監督員は受注者に作成を協議・指示できるものとする。なお、受注者が上記資料を作成する場合の費用について、契約変更の対象とする。

(2) 上記(1)に伴い、当該工事においては次のとおり費用を計上するものとする。

図面等の種類	単位	数 量	
		係数(a)	係数(b)
平 面 図	枚		係數(c)
断 斷 図	枚		
平 面 及 び 縦 断 図	枚		
横 断 図	枚		
標 準 横 断 図	枚		
一 般 構 造 物 図	枚		
小 構 造 物 図	枚		
各 種 工 法 図・展 開 図	枚		
数 量 計 算 書	枚		
設 計 計 算 書	枚		

用語の定義は次のとおりとする。

係數(a)…修正程度小(50%程度未満)のもの  
 係數(b)…修正程度大(50%程度以上)のもの  
 係數(c)…新規図面とする場合

なお図面タイトル、誤字修正、変更にて削除する図面、その他微少修正は費用の対象とはしない。  
 また、本来見え消し修正可能なものを新規図面とする場合、係數(c)は適用せず、係數(a)又は(b)を適用するものとする。

(3) 作成した資料(図面・数量計算書等)は電子データにて監督員に提出するものとする。

(4) 試行的に運用を行うため、当市の行う調査(アンケート等)について、協力をを行うこと。

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件件及び内容
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり <input type="checkbox"/> (別途工事名: 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり)	<input type="checkbox"/> 調整項目（ <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> 全工種 <input type="checkbox"/> 制限する工種名（ 施工方法（ ○ 誓議が必要な機器名（ ○ 占用物件名（ ○ その他（ ○ 未処理箇所（ ○ 完了見込み時期（ ○ 平成　年　月曜 ○ 民有地　□ その他（ ○ 依設ヤード使用期間（ ○ 依設ヤードから運搬距離（L = km） ○ 用途条件・復旧方法（ ○ その他（ ○ その他（ ○ 施工方法等（ ○ 指定工法名（ ○ 施工時期（ ○ 事業損失防止に関する調査あり ○ その他（ ○ 交通安全管理要員の配置
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり <input type="checkbox"/> 依設ヤードの有無	<input type="checkbox"/> 未処理箇所（ ○ 完了見込み時期（ ○ 平成　年　月曜 ○ 民有地　□ その他（ ○ 依設ヤードから運搬距離（L = km） ○ 用途条件・復旧方法（ ○ その他（ ○ その他（ ○ 振動　□ 振動　□ 水質 ○ 粉じん　□ 粉じん　□ その他（ ○ 排出ガス　□ その他（ ○ 別途協議（ ○ 別途協議（
公害対策関係	<input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり <input type="checkbox"/> その他（ ○ 交通安全管理要員の配置	<input type="checkbox"/> 制限項目（ ○ 指定工法名（ ○ 施工時期（ ○ 調査項目（ ○ 振動測定　□ 振動測定　□ 水質調査　□ 近接家屋の事前・事後調査　□ 地盤沈下測定 ○ 地下水位等の測定　□ その他（ ○ 調査方法（ ○ 別途資料　□ その他（ ○ その他（ ○ その他（ ○ 别途協議（ ○ 別途協議（ ○ 別途協議（ ○ 別途協議（ ○ 別途協議（
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり <input type="checkbox"/> 近接施設等に対する制限	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置（ ○ 別途図面　□ その他（ ○ 別途図面　□ その他（ ○ 指定路線以外 ○ 指定路線 ○ 配置人員数（2名以上）（うち交通誘導警備員A（1名） （全工程 A1名・B1名/日） （注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、指定路線以外で交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。） ○ 交通管理要員の配置時間（ ○ 交通管理要員の配置期間（ ○ 既存施設あり ○ 交通管理要員配置の対象工種（　全工程　） ○ 工法制限あり ○ 制限を受ける工種（　） ○ 制限内容（　） ○ 安全防護施設等の配置（ ○ 別途図面　□ その他（ ○ 別途図面　□ その他（ ○ 保全要員の配置 ○ 保全要員の配置 ○ 安全確保の措置等の一切の手段において、自らの責任において定め、工事を実施すること。 ○ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。 ○ その他（　） ○ その他（　）
	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり <input type="checkbox"/> 現場での安全確保（自主施工の原則） <input type="checkbox"/> その他（　）	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり <input type="checkbox"/> 現場での安全確保（自主施工の原則） <input type="checkbox"/> その他（　）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のし印で当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示するものとする。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されない場合等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

亀山市  
平成30年7月

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件件及び内容
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 用地及び構造（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 安全施設（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議）  <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ）
仮設機器関係	<input type="checkbox"/> 仮設機器の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 転用あり（ <input type="checkbox"/> 回） <input type="checkbox"/> 兼用あり（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 構造及び設計条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 施工方法（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ）
残土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 残土処分（自由処分） <input type="checkbox"/> 残土処分（指定処分・他工事流用） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input type="checkbox"/> 残土処分地（ <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 処分地の処理条件あり（ <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類（ <input type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木竹 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地（ <input type="checkbox"/> 車両処分場（コン塊、アス塊） <input type="checkbox"/> 最終処分場（汚泥） <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> 別途協議）  <small>【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（<input type="checkbox"/>）に記入のこと。】</small> <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件（ <input type="checkbox"/> ）
工事支障関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり	<input type="checkbox"/> 鋪装地帯の排水処理（アスファルト・セメントコンクリート舗装の凹凸時に発生する排水（泥水）を河川や削溝に排水することなく回収するものとする。 また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のためには必要な廃棄物情報を（成分や性状等）を提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）に記載しなければならない。  <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ）
	<input type="checkbox"/> 支障物件名（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 平成 年月 <input type="checkbox"/> 回 <input type="checkbox"/> 防護（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ）	<input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のし印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する事としたとある。発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されない場合は、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件件及び内容	材料種類（ ）	施工範囲（ ）
業者注入関係	<input type="checkbox"/> 業液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 生入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	<input type="checkbox"/> 設計条件（ ） <input type="checkbox"/> 削孔数量（ ） <input type="checkbox"/> 二工法関係（ ）	<input type="checkbox"/> 工法区分（ ） <input type="checkbox"/> 注入量（ ） <input type="checkbox"/> 材料関係（ ）	
再生材使用関係	<input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> 「三重県公募答出試験あり」（環境告示第46号溶出試験） <input type="checkbox"/> 三重真りサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について	<input type="checkbox"/> 再生材の種類（ ） <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ ） <input type="checkbox"/> 新材に変更（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 再生グラッシャーラン（ ） <input type="checkbox"/> 道路用盛土材（ ） <input type="checkbox"/> 再生コンクリート（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> □ 再生コーン砂（ ） <input type="checkbox"/> □ 別途協議（ ） <input type="checkbox"/> ○ その他（ ）
その他	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
その他の他	<input type="checkbox"/> ○ 工事用機材の保管及び置きの必要あり <input type="checkbox"/> ○ 現場収生品あり <input type="checkbox"/> ○ 支給品あり <input type="checkbox"/> ○ 盆土材等工事間流用あり <input type="checkbox"/> ○ 現場環境改善（イメージアップ）適用工事	<input type="checkbox"/> ○ 保管場所（ ） <input type="checkbox"/> ○ 品名（ボストコーン）（ ） <input type="checkbox"/> ○ 品名（ ） <input type="checkbox"/> ○ 時期（平成 年 月 日） <input type="checkbox"/> ○ 運搬方法（ ） <input type="checkbox"/> ○ 受注者（ ） <input type="checkbox"/> ○ 別添図等（ ） <input type="checkbox"/> ○ 教量（ ） <input type="checkbox"/> ○ 現場環境改善（イメージアップ）の内容（率分）（ ）	<input type="checkbox"/> ○ 数量（1=1本）（ ） <input type="checkbox"/> ○ 数量（ ） <input type="checkbox"/> ○ その他（ ） <input type="checkbox"/> ○ その他（ ） <input type="checkbox"/> ○ その他（ ） <input type="checkbox"/> ○ その他（ ）	<input type="checkbox"/> ○ 保管場所（鈴鹿市若山面）（通称：住山コンテナ）（ ） <input type="checkbox"/> ○ 引渡場所（ ） <input type="checkbox"/> ○ 受注者以外で運搬（ ） <input type="checkbox"/> ○ 別途協議（ ） <input type="checkbox"/> ○ その他（ ） <input type="checkbox"/> ○ その他（ ）
適用条件	<input type="checkbox"/> ○ 懸用条件	<input type="checkbox"/> ○ その他（ ）	<input type="checkbox"/> ○ その他（ ）	<input type="checkbox"/> ○ その他（ ）

- 設計変更（工事一時中止）を行う際には、三重県工事一時中止に係るガイドライン（三重県県土整備部 平成28年7月）を参考とする。
- 1. 本工事は現場における現場技術業務を「例示一（公財）三重県建設技術センター」に委託しているので、その支援技術者が監督員に代わって施工作業、現場で実際に行なう際は、その業務は監督技術者が監督する。監督員は、協議又はは検討を行なう際は、その業務は監督技術者が監督する。監督員は、協議又はは検討を行なう際は、その業務は監督技術者が監督する。
  - 2. 「受注者間の協議における回答予定期日を明確にする取組」試行対象工事に係る特記仕様書 平成28年7月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
  - 3. 監督員から工事請負者に対する指示又は通知等の指示技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知がなかったもの
  - 4. 本工事を担当する支援技術者に対する指示は、支援技術者を通じて行うことができる。支援技術者:
- 5. 設計変更（工事一時中止）を行う際には、三重県工事一時中止に係るガイドライン（三重県県土整備部 平成28年7月）を参考とする。
- 6. 設計変更（工事一時中止）を行なう際には、（口）農業農村整備事業 ○ 渔港漁場関係工事 ○ 森林整備保全事業
- 7. 三重県企業庁が所管する工事（）における工事一時中止に係るガイドライン（（口）三重県企業庁 平成28年7月）を参考とする。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
- 8. その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のし印當該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示するものとする。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されない場合は、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

亀山市  
平成30年7月

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
監督の区分 〔共通仕様書 第1編第1章 1-1-22条第6 項に規定する 表1-2、 表1-3〕	<input checked="" type="checkbox"/> 一般監督 <input type="checkbox"/> （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となつた場合は、全ての工種を重点監督とする。） <input type="checkbox"/> 重点監督	<p>重点監督の場合【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】</p> <p>全ての工種に適用する。  <input type="checkbox"/>対象工種（            ※これ以外は、一般監督とする。）         </p>
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時VE方式 <input type="checkbox"/> 契約後VE方式 <input type="checkbox"/> 設計・施行一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input type="checkbox"/> 総合評価方式	<p>契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。</p> <p>契約後にVE提案を受け付ける。  <input type="checkbox"/>細部設計の承認を受けなければならない。</p> <p>本件工事で提案不履行があつた場合は、本件工事完成年度の加算点（満点）の1割を減点します。</p>
電子納品	<input type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input type="checkbox"/> 電子納品対象外	<p>工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。</p> <p>工事写真是電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。</p>
産業廃棄物税	<input type="checkbox"/> 工事写真のみ <input type="checkbox"/> 産業廃棄物税	<p>電子媒体の提出部数は、（<input type="checkbox"/>1部（            ）部）とする。</p> <p>三重県CALIS電子納品運用マニュアル（平成28年4月改訂）を適用</p> <p>本工事には産業廃棄物税相当分が計上されないため、受注者が課税対象となつた場合には支払請求を行うこと。なお、この期間までに別に定めた請求する場合はできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。</p>
工事カルテ作成・登録	<input type="checkbox"/> 工事カルテ作成・登録	<p>三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。</p>
建設副産物情報交換システム	<input type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム	<p>三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（副産物システム、発生土システム）にデータを入力すること。</p>
下請関係企業次数制限 県内企業使用 管内企業優先使用	<input type="checkbox"/> 下請企業の次数制限 <input type="checkbox"/> 県内企業の使用、管内又は隣接管内企業の優先使用 <input type="checkbox"/> 管内企業優先使用	<p>本工事における下請の次數は、2次（建築一式工事は3次）までとする。            上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。</p> <p>本工事において下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有するよう努めること。また、本建設事務所管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有するよう努めること。なお、県外企業を下請けに選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。</p>
県内産製品優先使用	<input type="checkbox"/> 建設資材の県内産製品優先使用	<p>本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。</p> <p>本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のし印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する事となく、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されいない制約等が発生したときは、発注者と別途協議するものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	件及び内容
不當介入を受けた場合の措置	<input type="checkbox"/> 不當介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不當介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不當介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するどともに、不當介入があつた時点で遅やかに三重県警察本部に連報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。 発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不當介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事実態調査	<input type="checkbox"/> 工事実態調査	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県低入札価格調査要綱第3条で定める調査基準に満足しない箇所で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等未加入対策	<input type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	<input checked="" type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。 また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求められた場合、遅延なく対応すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のし印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する事とする。発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていらない制約等が発生したときは、発注者と別途協議するものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

(建設リサイクル法に関する条件明示等)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

積算条件

① 分別解体等の方法

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法(※)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (取壊し工)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費+受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設を想定している。

2. 元請業者から発注者への書面による事前説明（建設リサイクル法12条関係）少なくとも以下の事項について説明する。
- ・解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
  - ・新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
  - ・工事着手の時期及び工程の概要
  - ・分別解体等の計画
  - ・解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第1号の別表1（建築物に係る解体工事）、別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様換））、別表3-1、3-2（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当課長等に説明するものとする。

3. 工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」に記入する内容について  
契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものとする。
- (1) 解体工事に要する費用
  - (2) 再資源化等に要する費用
  - (3) 分別解体の方法
  - (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地